

安達地方広域行政組合告示 14 号

安達地方広域行政組合人事行政の運営等の状況

安達地方広域行政組合人事行政の運営等の公表に関する条例（平成 17 年条例第 6 号）の規定により、人事行政運営等の状況について公表する。

令和 7 年 9 月 30 日

安達地方広域行政組合管理者 三 保 恵 一

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用、退職の状況（令和6年4月2日から令和7年4月1日）

（単位 人）

	令和6年4月1日現在	退職者数	採用者数	令和7年4月1日現在
人 数	1 4 1 【2】	1	1	1 4 1 【2】

※【】：うち再任用フルタイム職員

(2) 職種別職員数の状況

（単位 人）

職 種	令和6年4月1日現在	令和7年4月1日現在
一般行政職	2 1 【2】	2 1 【2】
消防職	1 2 0 【0】	1 2 0 【0】
計	1 4 1 【2】	1 4 1 【2】

※【】：うち再任用フルタイム職員

(3) 再任用短時間勤務職員の採用、退職の状況（令和6年4月2日から令和7年4月1日）

（単位 人）

職 種	令和6年4月1日現在	退職者数	採用者数	令和7年4月1日現在
消防職	0	0	1	1

※任期を更新した者は採用者に含めない。

(4) 事由別退職者数（令和6年度）

（単位 人）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	再任用期限退職	派遣解除	合 計
人 数	1								1

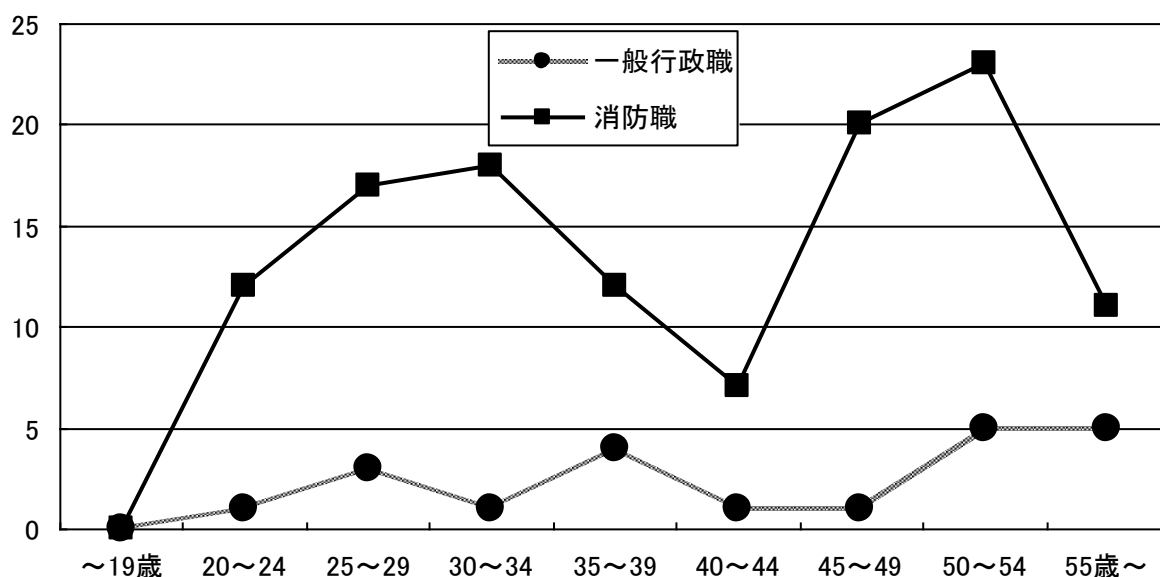
(5) 採用試験の実施状況（令和6年度） ※一般行政職は募集なし

職 種	申込者数	受験者数	合格者数	競争率（倍）
一般行政職	-	-	-	-
消防職	1 4 名	1 3 名	1 名	1 3 倍
計	1 4 名	1 3 名	1 名	-

(6) 職種別、年齢階層別職員数（令和7年4月1日現在）

（単位 人）

年 齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～	計
区 分										
一般行政職	0	1	3	1	4	1	1	5	5	2 1
消 防 職	0	1 2	1 7	1 8	1 2	7	2 0	2 3	1 1	1 2 0
計	0	1 3	2 0	1 9	1 6	8	2 1	2 7	1 7	1 4 1



2. 人事評価の状況（令和6年度）

地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度が法律上の制度として導入された。人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、公正かつ定期的に行わなければならないこととされ、当組合においても、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、評価の観点として「能力評価」、「業績評価」及び「態度評価」から評価して、人事管理の基礎とすることを定め、公正な評価の確保のために評価者を対象とした定期的な研修の実施に取り組んでいる。

3. 職員の給与の状況

（1）人件費の状況（令和6年度 一般会計決算）

（単位 千円）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率 （B/A）
3,694,513	1,209,984	32.8%

（2）職員給与費の状況（令和7年度一般会計当初予算）

（単位 千円）

区 分		職員数	給 与 費				一人当たり給与費
		(A)	給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計 (B)	(B/A)
一般行政職	事務局	9	37,322	5,520	15,788	58,630	6,514
	衛生	12	46,253	6,055	19,000	71,308	5,942
	計	21	83,575	11,575	34,788	129,938	6,187
消防職		122	474,519	132,416	199,180	806,115	6,607
計		143	558,094	143,991	233,968	936,053	6,545

※定数外職員（暫定再任用短時間勤務職員）を含む。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区 分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行政職	事務局	345,178円	401,552円	46.7歳
	衛 生	320,892円	365,127円	42.7歳
消 防 職		326,590円	409,591円	39.9歳

- (注) 1. 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。
2. 「平均給与月額」とは、期末手当、勤勉手当を除いて計上しており、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、管理職手当、休日手当、夜間手当を合計したものである。
3. 「平均年齢」は、令和7年4月1日現在における職員の平均年齢を計上したものである。

(4) 職員の初任給及び経験年数別、学歴別給料月額 (令和7年4月1日現在)

区 分		初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職 消 防 職	大学卒	217,500	291,500	317,500	340,800
	高校卒	191,300	254,800	296,500	322,800

(5) 級別職員数の状況 (令和7年4月1日現在) (単位 人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職 務	主事	主任主事	主査	主任主査	主幹	参事	事務局長 消防長
一 般 行 政 職	2	2	8	4	4	0	1
消 防 職	15	14	34	50	5	1	1
計	17	16	42	54	9	1	2
構成比(%)	12.1%	11.3%	29.8%	38.3%	6.4%	0.7%	1.4%

※定数外職員(再任用短時間勤務職員)を含む

◎消防職階級に伴う職務

- 1 級：消防士・消防副士長
- 2 級：消防士長
- 3 級：消防士長・消防司令補
- 4 級：消防士長・消防司令補・消防司令
- 5 級：消防司令補・消防司令・消防司令長
- 6 級：消防司令長
- 7 級：消防監

(6) 期末・勤勉手当の支給割合 (令和6年度)

区 分	6 月	1 2 月	計
期 末 手 当	1.225月分	1.275月分	2.50月分
〃 (再任用)	0.6875月分	0.7125月分	1.40月分
勤 勉 手 当	1.00月分	1.10月分	2.10月分
〃 (再任用)	0.4875月分	0.5125月分	1.00月分
計	2.225月分	2.375月分	4.60月分
〃 (再任用)	1.175月分	1.225月分	2.40月分

(7) 特別職の報酬の状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	報酬年額	区 分	報酬年額	期末手当は 支給無
管 理 者	3 8 , 5 0 0 円	議 長	3 8 , 5 0 0 円	
副 管 理 者	3 7 , 5 0 0 円	副 議 長	3 7 , 5 0 0 円	
		議 員	3 6 , 5 0 0 円	

4 . 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (標準的なもの・令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
一般行政職	3 8 時間 4 5 分	8 : 30	17 : 15	—	12 : 00~13 : 00
消 防 職 (通常勤務)	3 8 時間 4 5 分	8 : 30	17 : 15	—	12 : 00~13 : 00
消 防 職 (隔日勤務)	3 8 時間 4 5 分	8 : 30	翌日の 8 : 30	10 : 00~10 : 15 15 : 00~15 : 15	12 : 00~13 : 00 17 : 15~18 : 45

(2) 職員の年次有給休暇の状況 (令和 6 年 1 月 1 日~令和 6 年 1 2 月 3 1 日)

区 分	対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率 (%)
一般行政職	2 1 名	8 2 5 日	2 5 2 日	1 2 日	3 0 . 5 %
消防職 (日勤者)	2 4 名	9 6 0 日	3 7 2 日	1 5 日	3 8 . 9 %
消防職 (隔日勤務者)	9 6 名	3 7 8 0 日	9 2 7 日	9 日	2 4 . 5 %

※対象職員数については 1 月 1 日現在

(3) 休暇制度の概要 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

休暇種類	内 容	備考
年次有給休暇	1 暦年ごとに 20 日とし、20 日を越えない範囲内の残日数を繰り越すことが出来る。	
病気休暇	負傷又は疾病のための休暇 9 0 日以内の期間	
特別休暇 (主なもの)	産前産後休暇 出産の予定日前 8 週間以内及び出産後 8 週間以内の期間	
	忌引休暇 続柄及び死亡時の生計関係により 1 日~10 日	
	夏季休暇 5 日	
	ボランティア休暇 1 年に 5 日以内の期間	
	結婚休暇 連続して 5 日以内の期間	
	父母の祭日休暇 その都度 1 日以内の期間	
	ドナー休暇 必要と認められる期間	
	公民権行使のための休暇 必要と認められる期間	
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある親族を介護する休暇 連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間	無給

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和6年度）

（単位 人）

処分内容		処分者数	処 分 理 由	内 容
分限処分	免 職	0		分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員になされる処分であり、勤務成績が良くない場合、心身の故障によるものや職に必要な適格性を欠く場合の処分がある。
	降 任	0		
	休 職	0		
	降 給	0		
	失 職	0		
懲戒処分	免 職	0		懲戒処分とは、制裁的処分であり、職員の義務違反に対するものや全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合の処分となる。
	停 職	0		
	減 給	0		
	戒 告	0		
	訓 告	0		

6. 職員のサービスの状況（令和6年度）

（単位 人）

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 （地方公務員法第32条）	職員は、法令等に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止 （地方公務員法第33条）	職員は、職の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0
秘密を守る義務 （地方公務員法第34条）	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0
職務に専念する義務 （地方公務員法第35条）	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い職務に専念しなければならない。	0
政治的行為の禁止 （地方公務員法第36条）	職員は、政治活動等をしてはならない。	0
争議行為等の禁止 （地方公務員法第37条）	職員は、ストライキをしてはならない。	0
営利企業などの従事制限 （地方公務員法第38条）	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体等の役員を兼ね、若しくは営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0

7. 退職管理の状況

本組合では、平成28年4月1日から、地方公務員法、本組合職員の退職管理に関する規則に基づき、職員の退職管理を実施している。

本組合を退職した後に営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）が現職の職員に対し、再就職先の営利企業と本組合との間の契約等の事務について、職務上の行為をする（もしくは、しない）ように働きかけることを規制しており、また、現職の職員が、再就職者から働きを受けた場合、公平委員会にその旨を届け出ることが義務化されている。

8. 職員研修の実施状況（令和6年度）

研 修 名	人 数	研 修 先
基礎力アップ研修	1名	ふくしま自治研修センター
応用力アップ研修	1名	
実行力アップ研修	3名	
新任係長研修	1名	
新任管理者研修	1名	
新任課長研修	1名	
地方公会計基礎講座（実践編） 【オンライン】	1名	
接遇実践講座	1名	
レジリエンス講座【オンライン】	4名	
仕事に役立つ法令入門講座 【オンライン】	3名	
アート思考講座	2名	
折衝交渉力講座	1名	
合意形成能力の養成講座	2名	
行政のスリム化講座	3名	
危機管理講座	3名	福島県消防学校
初任教育	2名	
危険物科	1名	
予防査察科	2名	
救急科	1名	
救助科	1名	
初級幹部科	1名	
通信指令科	2名	
警防科	2名	
火災調査科	1名	
指揮隊長科	2名	
ポンプ操法指導員科	2名	
無線従事者養成講習	1名	
予防科	1名	消防大学校
査察業務マネジメントコース	1名	
救急救命士養成研修	2名	救急救命東京研修所
救急救命士就業前病院研修	3名	福島県立医科大学附属病院

研 修 名	人 数	研 修 先
気管挿管病院実習	3 名	福島県立医科大学附属病院
救急救命士技術者養成講習	2 名	福島県庁
救急救命士病院研修	1 5 名	枅記念病院

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（令和6年度）

健康診断の種類		対象者数	受診者数
生活習慣病予防集団検診	一般行政職	1 7 名	1 7 名
	消 防 職	1 0 4 名	1 0 2 名
	計	1 2 1 名	1 1 9 名
人間ドック	一般行政職	4 名	4 名
	消 防 職	1 6 名	1 6 名
	計	2 0 名	2 0 名
B・C型肝炎対策に伴う採血検査	消 防 職	3 1 名	3 1 名
インフルエンザ予防接種	消 防 職	1 1 9 名	1 1 8 名

(2) 公務災害等の発生状況（令和6年度）

区 分		災害件数
公 務 災 害	職務遂行中の負傷	1 件
	職務に伴う合理的行為又は準備、後始末中の負傷	0 件
	出張中の負傷	0 件
	レクリエーション参加中の負傷	0 件
	その他の行為中の負傷	0 件
通勤災害（通退勤途上中の負傷）		1 件

10. 公平委員会の業務の状況（令和6年度）

当組合では給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての公平委員会が行う事務を福島県人事委員会に委託しており、毎年7月末までに前年度におけるこれらの業務状況の報告を受けることにしています。報告の内容については次のとおりです。

(1) 勤務条件に関する措置の状況

該当無し

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当無し

(3) その他

管理職員等の範囲の指定の状況（県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の改正月日）

規則改正無し